

# 変更箇所詳細

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和8年1月22日	<p>① 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>② 法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）</p> <p>（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>：第1条第2号口、第2条第4号第5号口第6号口第9号第10号第11号第12号口、第3条第4号第5号口第7号口第9号第10号第11号第12号、第4条第2号口、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号イ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号口第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号ニ第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ニ第3号第5号ニ、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号口第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号口第6号口第7号口第10号口第11号口、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号</p> <p>※別表第二の29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>※別表第二の9の項に対応する別表第二省令第8条、別表第二の23の項に対応する別表第二省令第16条、別表第二の61の項に対応する別表第二省令第32条、別表第二の70の項に対応する別表第二省令第39条、別表第二の92の項に対応する別表第二省令第45条、別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、地方税関係情報の規定なし。</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）</p> <p>（別表第二省令における情報照会の根拠）</p> <p>：第20条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項</p>	<p>・法第十九条第八号省令及び第2条の表</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>：法第十九条第八号省令及び第2条の表中、第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、110、115、118、124、125、129、130、132、136、137、138、140、141、142、144、147、149、150、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）</p> <p>・法第十九条第八号省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第72条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第112条、第117条、第120条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第138条、第139条、第140条、第143条、第144条、第146条、第149条、第151条、第152条、第153条、第154条、第157条、第160条、第162条、第163条、第165条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条</p> <p>（法第十九条第八号省令及び第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（48の項）</p> <p>：第50条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項</p>